

鹿沼市立南摩中学校 いじめ防止基本方針

1. 基本的な方針

- (1) 夢・絆・力の教育目標を基に、自ら学び、自ら感じ、自ら動く生徒を目指した教育活動を展開する中で生きる力を育み、自立した生徒の育成に努める。【教育目標】
- (2) すべての教育活動を通じて、だれもが安全に、安心して、楽しく生活できる学校づくりに努める。
- (3) いじめは、どの学校・どの学級・どの生徒にも起こり得ることを強く意識し、全教職員でいじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (4) 生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるよう指導・支援する。
- (5) いじめは絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

【いじめ防止対策推進法】

第2条（いじめの定義）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2. 学校の組織づくり

以前から組織されている「いじめ・不登校対策委員会」を本校のいじめ対策の中心組織として位置づけ、学校としての方針や計画を立案するとともに、いじめが発生した際には、解決に向けて組織的に対応する。

日常的には毎週開催している生徒指導部会（学年部会）で生徒の変容や実態の把握に努めながら「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。

（1）関係組織

①「いじめ（不登校）対策委員会」

〔委員〕：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、関係学年担任、スクールカウンセラー、（必要に応じてスクールサポーター、SSW、警察署職員 等）

②「生徒指導部会（学年部会）」

〔委員〕：学年主任部会長、各学年担任、生徒指導主事、特別支援学級担任、養護教諭（必要に応じてスクールカウンセラー、SSW）

(2) 未然防止・早期発見への対応

①「いじめ（不登校）対策委員会」《定期開催（年数回）》

- ・いじめの未然防止・早期発見に向けての計画立案
- ・取り組み状況の把握と改善
- ・いじめ調査（年５回）及びＱ－Ｕ（年２回）の実施と結果の分析
- ・校内体制のチェック及び改善
- ・要配慮生徒への支援方針決定
（特別支援教育校内委員会と教育相談委員会との関連を図る）

②「生徒指導部会（学年部会）」《定期開催（週１回）》

- ・日常の情報交換による生徒の状況把握と共有
- ・未然防止・早期発見に向けた日々の指導実践の確認と指導の改善

(3) いじめ認知時の対応

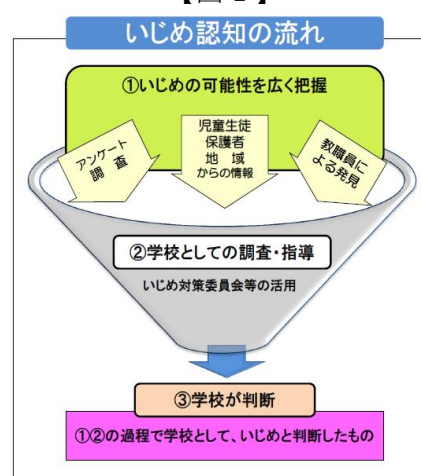
①「いじめ（不登校）対策委員会」《随時開催》

事実関係の把握【図１参照】

- ・アンケート調査、生徒、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査（複数の教員）を迅速に行う。

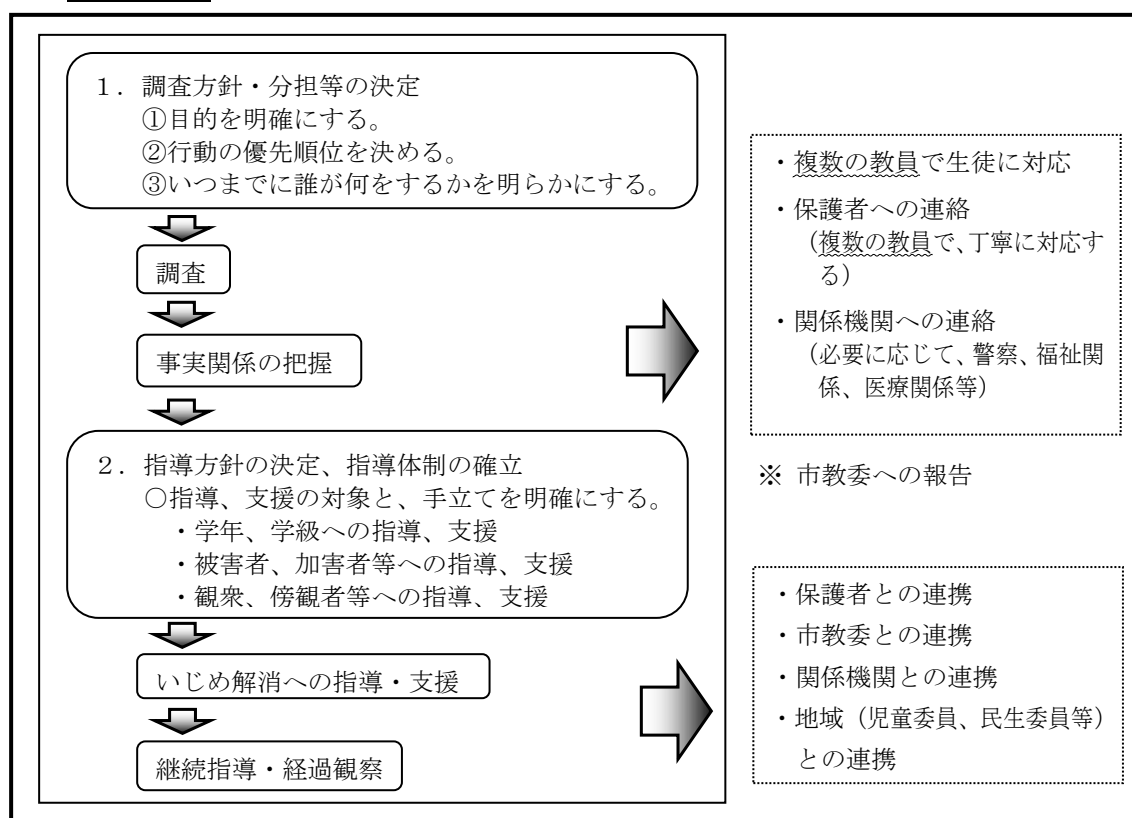
※構成メンバーについては、上記①の委員に学級担任、人権教育主任等を加えて行う。

【図１】



対応の流れ【図２参照】

【図２】



※ 市教育委員会への報告については、以下の状況が発生した場合、すぐに報告する。

- ・本人、もしくは保護者が納得せず、今後もめる恐れがあるもの
- ・重大事態に発展する恐れがあるもの
- ・外部機関が介入したもの

3. 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化

(1) いじめの防止

① 学業指導の充実

- ・自己指導能力の育成
- ・「帰属意識が高い授業」「規範意識の高い学級」「互いに高めあえる学級」を目指し、『学びに向かう集団づくり』に努める。
- ・「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、生徒が『意欲的に取り組む授業づくり』に努める。

② 道徳教育の充実

- ・きまりや約束事を守る道徳的实践力を身につける。
- ・深く考え、正しく判断できる力をつける。
- ・人間として、お互いの生命を大切にする思いやりの心を育てる。

③ 特別活動の充実

(学級活動)

- ・学級、学校生活の充実向上を図り、健全な態度の育成に資する。
- ・集団の中で子を生かす行動の仕方を身につける。

(生徒会活動)

- ・学校生活の充実と自己肯定感の向上のために集い、諸問題を話し合い、協力してその解決を図る。

(学校行事)

- ・学校または学年を単位として学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属間を高め、つながりを深める。

④ 人権教育の充実

- ・年度初めの学級開きにおいて、「いじめは絶対に許さない」という教師の姿勢をはっきりと示し、生徒一人一人の人権を大切にしたい学級づくりに努める。
- ・生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

- ・学校の基本方針等について保護者や地域の理解を得、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図る。
- ・地域の行事に積極的に参加したり、地域の人材や施設を有効に活用したりするなど、地域との関わりを大切にしたい教育活動を推進し、地域の教育力を生かしながら、いじめの未然防止に努める。

⑥ 情報モラル教育の実践

- ・情報モラル教育にかかわる内容を道徳、特別活動等に位置づけ、実践する。
- ・生徒一人一人にインターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をもやみに掲載しないこと。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。【LINE(ライン)、Instagram(インスタグラム)等】
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

⑦ 関係諸機関との連携

- ・生徒の実態を職員全体で把握し、いじめ・不登校対策委員会を通して協議を行い、状況に応じて以下の機関と連携して対応にあたることで状況の改善を図る。
鹿沼市教育委員会、西沢駐在所、南摩小学校、上南摩小学校、南摩地区民生委員、鹿沼市教育相談室（適応指導教室）、SC、SSW 等
- ・各教科との関連
- ・分かる授業の展開や個別に対応できる指導を行い、生徒が意欲的に学習に取り組める環境を整備する。
授業開始終了時刻の徹底や、返事・あいさつなどの授業内ルールの共通理解、忘れ物などへの指導の統一化を図れるよう、共通理解を深める。

⑧ 総合的な学習の時間との関連

- 主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、目標の達成のため、自発的、自律的かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力としての「自己指導能力」を育む。
- ・よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。
- ・学び方やものの考え方を身につけ、自己の生き方を考えることができる。

(2) 早期発見

① 生徒の見守り・信頼関係の構築

- ・生徒の声に耳を傾け、行動を注視し、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- ・生徒との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・日録（なんま）を活用しながら生徒との心の交流を深め、信頼関係の構築に努める。

② 情報交換による共有と組織的に対応できる体制の構築

- ・毎週実施する生徒指導部会（学年部会）で気になる生徒の情報を共有し、指導の手立てを検討するなど、組織的対応に努める。
- ・必要に応じて生徒指導部会の情報を会議録や職員会議等において全職員で共有する。

③ アンケートの実施（いじめの実態を把握するための調査）

- ・いじめ調査：年5回（4月、6月、10月、12月、2月）
- ・Q-Uテスト：年2回（5月、10月）

④ **教育相談の充実**（相談しやすい体制づくり）

- ・日常生活の中での教職員の声かけなど、生徒が気軽に先生に相談できる環境をつくる。
- ・教育相談期間（４月～５月）を設定し、担任との人間関係を構築していきながら、生徒の悩みに適切に対応できるようにする。
- ・担任と生徒一人一人が毎日やり取りしている日録（なんま）を活用し、生徒の心身の状況を確認し、状況に応じて個人懇談を行う。

⑤ **家庭との連携**

- ・保護者には、生徒の些細な変化を見逃さず、学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう呼びかけておく。（原則休みのとき必ず担任が連絡し、必要に応じて家庭訪問を行う）
※ 生徒が欠席した場合は原則電話連絡を行う。
- ・日常生活の中でこまめに家庭と連絡を取り、保護者との信頼関係を構築する。

（３）いじめに対する措置

① **いじめ（不登校）対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査**

- ・いじめ対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて、市及び県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② **保護者への報告**

- ・いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ **いじめられている生徒及び保護者への支援**

- ・いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④ **いじめた生徒への指導及び保護者への助言**

- ・いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤ **いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ**

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

⑥ ネットいじめへの対応

11-(3)-⑤

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦ 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

4. 重大事態への対応

- ・ 学校がいじめ防止対策推進法第 28 条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。
 - ア 市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - イ 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
 - ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
 - エ いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
 - オ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
 - カ いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力